

食安監発0803第1号
平成21年8月3日

大阪府健康医療部長 殿

厚生労働省医薬食品局
食品安全部監視安全課長

韓国産冷蔵生食用むき身あかがいの回収等について（依頼）

今般、検疫所におけるモニタリング検査の結果、下記の貨物は腸炎ビブリオ最確数が1,400/gを超えており、食品衛生法第11条に違反することが判明しました。

当該貨物はすでに全量通関済みであり、国内流通の可能性があるため、貴自治体において下記輸入者に対し、当該品が国内において販売等されることがないように適切な監視指導方よろしくお願いします。また、対応終了後、その概要を当課あてご報告いただくようあわせてお願いします。

なお、輸入者に対しては検疫所より当該貨物は食品衛生法第11条違反であるため、その措置については貴自治体の指示に従うよう指導しています。

記

品名	冷蔵生食用むき身あかがい
製造者	JIN SUNG MARINE PRODUCTS CO., LTD
届出数重量	40 CT, 162.00 kg
輸出国	韓国
輸入者	海幸株式会社 大阪府貝塚市清見665-3-4-1101
届出先	福岡検疫所門司検疫所支所
届出年月日	平成21年7月29日
輸入届出受付番号	第92003887220号-1
検査結果	腸炎ビブリオ最確数 >1,400/g
違反確定日	平成21年8月2日